

# 補助事業実施の手引き

(高知県食品加工業継続支援事業費補助金)

第2版

高知県産業振興推進部  
地産地消・外商課

## 1 はじめに

### (1) 補助金の創設に当たって

全国的な食中毒事案への対策強化を図るため、平成 30 年の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）の改正により漬物製造業、水産製品製造業等が新たな営業許可業種に位置づけられました。新たに営業許可業種となった事業者が事業を継続するためには、令和 6 年 5 月 31 日までに営業許可を取得する必要があります。

こうしたなか、県では、ソフト面においては、保健所を通じた講習会の開催や事業者の過度な負担とならないよう改修方法などのアドバイスを行ってきました。また、ハード面においては、複数の事業者が共同で行う加工施設の改修等に対して、既存の補助制度の周知を図り、活用を促してきました。

しかしながら、経過措置終了が迫る中、自宅で製造を行っている事業者を中心に営業許可の取得が進んでおらず、「このままでは製造販売をあきらめる生産者が数多く出て、地域ならではの味の伝承が危ぶまれる」といった危機感を持つ声が日に日に高まっている状況です。

このため、新たに営業許可業種となった方々が、引き続き漬物等の製造販売が行えるよう、早急に補助制度を創設するものです。

### (2) 間接補助制度について

補助金の趣旨を踏まえ、県が一律に補助制度を設けるよりも、地域の実情を知る市町村への支援とすることで、各地域の状況に合った支援策を用意する事ができ、地域の伝統的な食文化や特産品の製造・販売を守っていくことができると考えています。

県としては、市町村への説明会等の機会を通じて、補助金創設の趣旨や支援スキーム等の周知を図るとともに、保健所や地域本部による事業者へのフォローを行うことで、実効的な支援につながるよう促していきます。

### (3) 遡及適用について

これまでに営業許可を取得できていないのは、自宅で製造し、直販所や道の駅で販売する事業者が中心です。市町村がこうした事業者の設備改修等を支援する際に、県も協調して支援することで、これまで費用面から設備改修等を躊躇していた個人・零細事業者が、一歩踏み出せるよう取り組んでいくものであり、遡及適用まで行うものではありません。

## 2 事業の目的

地域の伝統的な食文化や特産品の製造・販売を守ることを目的とし、要綱第 3 条に規定する補助事業者が食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 55 条第 1 項に基づく許可を取得し、引き続き事業を継続するための施設及び機器の整備等を行う事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

### 3 補助対象期間及び問合せ先

#### (1) 補助対象期間

令和6年1月29日から令和6年12月31日まで ※R6.2月議会 繰越議案提出（予定）

#### (2) 問合せ先

高知県産業振興推進部地産地消・外商課 食品加工推進担当 古賀、種田

住所 780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話 088-823-9704

### 4 補助の概要

#### ■補助事業者

- ・市町村

#### ■事業実施主体

- ・食品加工事業者、地域団体・グループ等
- ・市町村

#### ■補助要件

- ・補助事業を行う施設で営業を行う者が、法に基づく営業許可業種（漬物製造業、水産製品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そうざい製造業、液卵製造業、食品の小分け業（以下「新設6業種」という。))を営む事業者であること。  
※法施行（令和3年6月1日）以降、新たに営業を開始する事業者を除く。
- ・高知県食品衛生法施行条例（平成12年高知県条例第10号。以下「県条例」という。）第4条に定める基準を満たすための事業であること。
- ・事業完了日までに補助申請に係る営業許可を取得すること。

#### ■補助対象経費・補助率・補助限度額

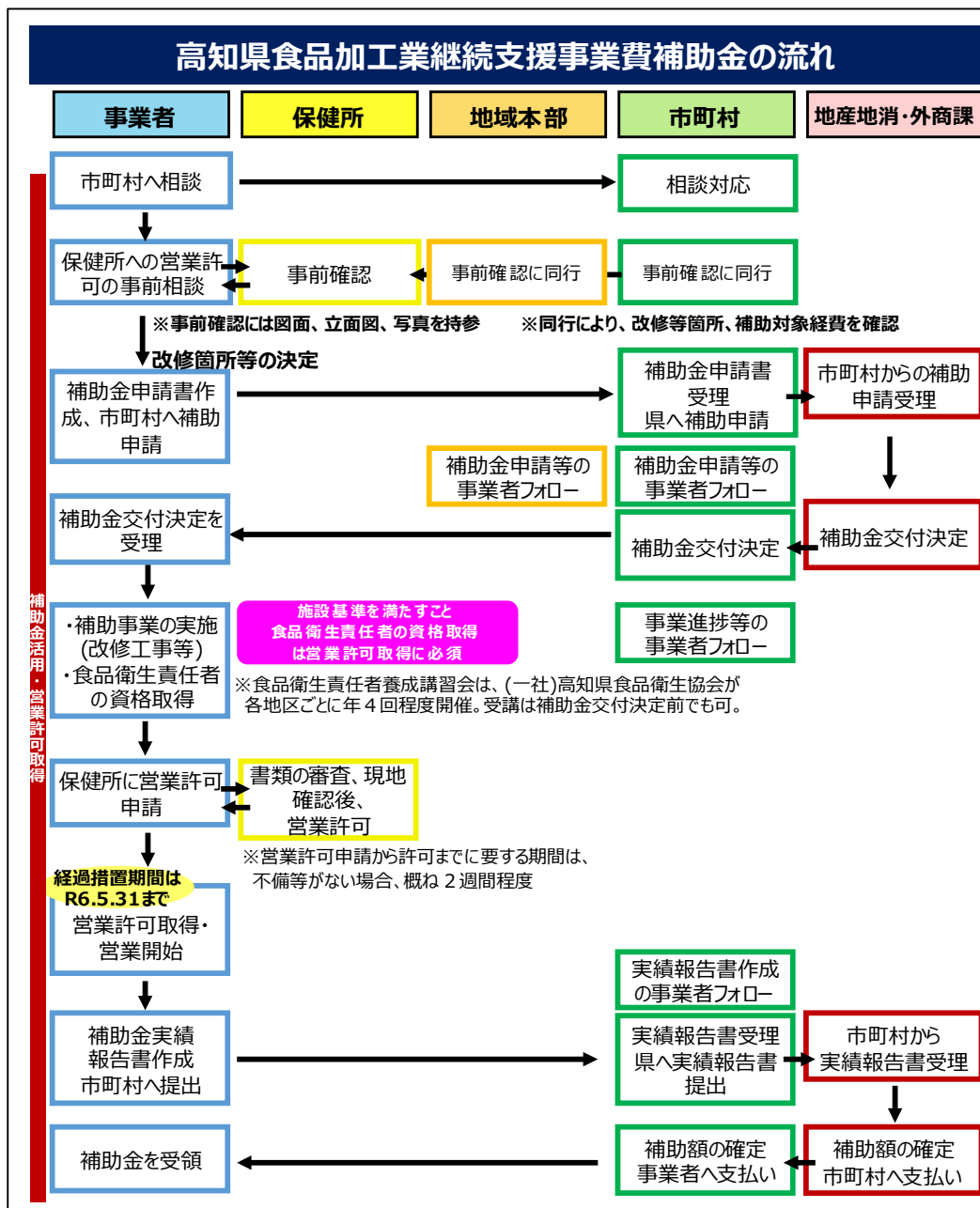
補助対象経費	補助率	補助限度額
建物の建築・改修、構造物の設備・改修に要する経費 …県条例第4条に定める基準を満たすために必要な建物の建築・改修、構造物の設備・改修に要する経費	市町村が負担した額の2分の1以内	個別施設 500千円/件 共同施設 1,000千円/件 (下限50千円)
機器等導入費 …県条例第4条に定める基準を満たすために必要な機器等の導入に要する経費（消耗品を含む。）		

※消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

※本補助事業の交付決定日以降に着手するものが対象

※食品衛生責任者の資格取得等、営業許可取得に係る事務経費は対象外

## 5 事業実施のフロー



## 6 交付申請の際の提出書類

### ■ 補助金交付申請書 (補助金交付要綱第1号様式)

・ 第1号様式と併せて、以下の資料を添付書類として用意してください。

- (1) (事業実施主体において) 税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書 (別記第2号様式)
- (2) 事業実施主体が市町村に提出した交付申請書の写し
  - ※下記について、上記添付資料と重複するものについては除く
- (3) (事業実施主体において) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (4) 積算根拠資料 (見積書等)
- (5) 補助事業実施予定箇所の実施前の写真 (任意様式)
- (6) 市町村等の補助金交付要綱
- (7) 補助事業を行う施設における保健所の事前確認による営業許可取得に当たっての指摘事項が分かる書類 (任意様式)

(8) (1) から (7) までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

※ (1)、(2)、(3) 及び (6) は、市町村が事業実施主体となる場合は、提出が不要です。

## 7 補助金 Q&A

### (1) 市町村の要綱に関すること

Q1 県補助金交付要綱にはない内容を市町村要綱に盛り込むことは可能か。

A1 概算払請求など、県補助金交付要綱を逸脱しない範囲内で盛り込むことは可能です。詳しくはご相談ください。

Q2 事業者への補助率を 10/10 とするなど、市町村（補助事業者）の裁量で設定して良いか。

A2 市町村の補助率について県から一律に定めませんので、各地域の事情等を勘案のうえ、市町村において、決定をお願いします。

### (2) 申請時に関すること

Q3 補助対象となる具体的な経費は何か。

A3 工事請負費…建物の新築・増築、壁の設置、床や天井の改修、水道設備の設置など  
機器等導入費…防虫ネット、冷蔵庫など  
※事業者が自ら改修等行う場合の、原材料費（木材等）も補助対象とします。

Q4 補助対象経費の範囲はどこまでか。新設された営業許可業種を含め、その他の営業許可を取得する場合にも、対象として良いか。

A4 法改正により新たに営業許可業種となった事業者が、営業許可の施設基準を満たすための食品加工施設の整備及び改修、機器の導入等に係る経費が補助対象であり、それ以外またはそれ以上の過大な投資は補助対象外とします。

営業許可に係る施設基準とは、県条例第4条に定める基準であり、具体的には、食品衛生法施行規則第66条の7に定められています。

例えば、漬物製造者への補助対象経費は、食品衛生法施行規則第66条の7別表第19の「共通する事項の施設基準」と同別表20第27の「営業ごとの事項(漬物製造業)の施設基準」の範囲となります。詳しくは下記 URL をご覧ください。

○厚生労働省 HP「施設基準の解説」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000772318.pdf>

Q5 事業者実施主体の法人形態等の制限はあるか。

A5 株式会社、任意団体、個人等、特に制限はありません。

Q6 なぜ補助申請時に「補助事業実施予定箇所の実施前の写真」、実績報告時に「補助事業の実施箇所の実施前後の状況がわかる写真」が必要なのか。

A6 営業許可の施設基準を満たすための改修等であるかどうかの確認のため、またネットや網戸を設置するなど、軽微な改修となる場合は図面での確認が難しいため写真の添付をお願いします。

Q7 補助事業の執行に際して準じることとされている「県が行う契約手続の取扱い」とはどのようなものか。

A7 補助金の適正かつ効率的な執行を図るため、契約の方法について、県の契約手続の取扱いに準ずるよう規定しているものです。契約の内容と予定価格の額により、契約の方法が決め

られています（主な内容は次のとおりです）。

なお、「県に準じた取扱い」とは下記にあるような契約種別を実行していただくことであり、細かい入札等の手順まで県と全く同様に行う必要はありません。

○備品購入の場合

	30 万円以下	30 万円超～ 50 万円以下	50 万円超～ 160 万円以下	160 万円超
見積・入札	単独見積可	競争見積	競争見積	一般又は指名競争入札 随意契約※
契約書	省略可	省略可	請書	契約書を作成

○工事請負の場合

	30 万円以下	30 万円超～ 50 万円以下	50 万円超～ 250 万円以下	250 万円超
見積・入札	単独見積可	競争見積	競争見積	一般又は指名競争入札 随意契約※
契約書	省略可	省略可	請書	契約書を作成

※ 随意契約とする場合は、「特殊な技術を要する設備等で製造するメーカーが1社しかない」などの理由が必要です。

Q8 市町村から県への補助申請等の書類提出方法は。

A8 公印不要ですので、メールでお送りください。

Q9 税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書（別記第2号様式）及び県税の滞納がない旨を証する納税証明書は原本でないといけないか。

A9 写しで構いません。

Q10 補助申請に「補助事業を行う施設における保健所の事前確認による営業許可取得に当たっての指摘事項が分かる書類（任意様式）」を添付する必要があるのはなぜか。

A10 補助対象経費は、営業許可取得のための施設基準を満たすためのものに限るため、補助申請内容が過剰投資でないか確認する必要があります。

保健所は、事業者に対し、営業許可取得に当たって改修等必要な箇所を、図面や写真での確認や、場合により現地で確認するため、指摘箇所を記録しておくことが必要です。

については、**事業者が補助金を活用したい場合、まずは市町村に連絡をもらう**ようにし、事業者が保健所へ事前確認に行く際は、原則、**市町村担当者（日程が合わない場合等は地域支援企画員）が同行**のうえ、改修が必要な箇所等の指摘事項を把握いただき、「補助事業を行う施設における保健所の事前確認による営業許可取得に当たっての指摘事項が分かる書類（任意様式）」を**市町村担当者にて作成**してください。

Q11 保健所での事前確認の方法は。

A11 保健所担当者にアポイントを取ったうえで、事業者と市町村担当者にて、図面（施設を上から見た図、手書き可）、立面図（施設を横から見た図、手書き可）、設備等の写真を持参のうえ、保健所を訪問し、営業許可取得に必要な事項について指示を受けてください。

Q12 補助金申請時点で既に新設6業種の営業許可を取得済みだが、許可年数を延ばすための施設改修も対象となるか。

A12 営業許可の取得のための経費を補助するものであり、新設6業種の営業許可を取得済みの事業者は対象となりません。

Q13 既に他業種（菓子製造業等）を取得し営業している施設において、漬物の製造も行っている場合、漬物の営業許可取得のため、本補助金を活用することは可能か。

A13 新設6業種の営業許可を取得するための経費であれば、対象となります。

Q14 追加の交付申請を行う場合はどうすれば良いか。

A14 市町村から県への追加の交付申請がある場合は、新規申請ではなく、変更申請となりますのでご注意ください。

Q15 複数事業をまとめて交付申請して良いか。

A15 可能です。

Q16 市町村が事業実施主体になるのはどのような場合か。

A16 例えば、令和3年5月31日以前から、自宅で漬物を製造している地域住民が、公民館等の市町村所有施設において共同で漬物を製造できるよう、市町村が施設改修する場合などを想定しています。

なお、市町村が事業実施主体になる場合でも、施設で営業を行う者が、新設6業種の営業許可を取得するための事業であることが要件ですのでご注意ください。

Q17 繰越事業の場合の補助対象期間について、注意することはあるか。

A17 本事業は、来年度事業に繰越を行う予定です。補助対象期間は令和6年12月31日とする予定ですが、県議会2月定例会にて議決されるまでは事業完了日は令和6年3月31日までとする必要がありますのでご注意ください。

Q18 国、県、市町村等の他の補助金を受ける予定であるが、併せて、この補助金を受けることができるか。

A18 本補助金の補助対象事業に他の補助金を活用することはできません。ただし、経費を切り分けることができる場合は、補助の対象になることがありますので、申請前にご相談ください。

Q19 事業者が個人事業主の場合、子や孫に代替わりして改修等を行う場合も補助対象か。

A19 令和3年5月31日以前から営業を行う事業者が、子や孫へ代替わりして改修等を行う際に、同一の事業主体とみなせる場合は補助対象です。なお、様々なケースが考えられま

すので、詳しくはご相談ください。

Q20 補助事業にて改修等を行い、保健所への営業許可申請をしたが、施設基準を満たさない箇所が分かり、追加工事が必要になった場合どうすれば良いか。

A20 営業許可取得のために、追加工事が必要になる場合、補助対象期間内であれば、変更申請が可能です。このような場合、まずは地産地消・外商課に連絡をお願いします。

### (3) 営業許可に関すること

Q21 事業者が営業許可を取得するために必要なことは何か。

A21 営業許可取得には、「施設基準を満たすこと」及び「食品衛生責任者の設置」が必要です。まずは最寄りの保健所に相談し、必要な設備改修等について助言してもらう必要があります。そのうえで必要な設備改修等を行い、県条例に定める施設基準を満たさねばなりません。また、(一社)高知県食品衛生協会等が主催する食品衛生責任者養成講習会を修了した、食品衛生責任者を設置する必要があります。これらの後、管轄の保健所に営業許可申請を行い、申請書類や現地確認で不備等がなければ、概ね2週間程度で営業許可が取得できます。

#### 【参考】

○厚生労働省 HP 「営業規制（営業許可、営業届出）に関する情報」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/kigu/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00010.html)

○厚生労働省 HP 「営業許可業種の解説」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000772317.pdf>

Q22 食品衛生責任者講習について、補助事業実施期間内の受講が難しい場合は、どうすれば良いか。

A22 食品衛生責任者講習は、各保健所の所管地区ごとに年4回程度開催しているほか、eラーニングでの受講も可能です。詳しくは、下記の(一社)高知県食品衛生協会 HP をご覧ください。

・(一社)高知県食品衛生協会 HP : <http://www.kfha.or.jp>

講習は開催日程や定員が限られており、スケジュールに余裕を持って受講する必要があります。**講習は、本補助金の交付決定に関わらず、前もって受講することが可能です。**

Q23 事業者が事業を継続するためには、令和6年5月31日までに営業許可を取得しないとイケないか。

A23 切れ目なく営業を継続する場合は、令和6年5月31日までに施設基準を満たしたうえで営業許可を取得する必要があります。仮に経過措置期間を過ぎても、その後営業許可を取得すれば、営業が再開できます。

事業継続のことを考えると、令和6年5月31日までに営業許可を取得していただきたいです。間に合わなかった場合、例えば漬物製造業では、令和6年5月31日までに製造し包装までした漬物は販売できますが、漬け樽に入った状態のものは販売できなくなり、自家消費か廃棄処分となります。



#### (4) 補助事業の実施に関すること

Q24 交付決定後に、事業内容を変更したい場合はどうすれば良いか。

A24 事業内容を変更する場合には、事前に知事の承認を受けることが必要です。

なお、軽微な変更については変更申請の必要ありませんが、事前連絡をお願いします。

Q25 補助金に係る費用の支払いはクレジットカードによる支払いでも構わないか。

A25 支払方法は、銀行振込または現金支払を原則とし、領収書等の支払を証明することのできるものを必ず保管してください。銀行振込の際は、銀行の受領書（振込依頼書控え）を必ず受け取って、伝票類と一緒に保管しておいてください。（振込手数料は、相手先負担の場合を含め、補助対象外です。）

クレジットカードによる支払いは構いませんが、別の取引との相殺払、補助事業に係る費用以外の支払との混合払、手形による支払及び手形の裏書譲渡による支払はしないでください。これは、実績報告など後の報告・照会において、支払状況が不明確になることを防止するためです。

ただし、商慣習や取引先との取り決めなどにより、銀行振込での支払いが困難な場合は例外的にその他の方法で支払いを行うことを認めるものとしませんが、領収書等の証拠書類により補助事業に係る支払が明確になるようにしておいてください。なお、クレジットカードによる支払いの場合、カード利用明細書は必ず保管して下さい。

#### (5) 報告、事業終了後に関すること

Q26 実績報告を行う際に注意することはあるか。

A26 市町村が複数の事業者にも補助をしている場合、県へ実績報告を行うのは、すべての事業が完了してからになります。なお、市町村要綱において、概算払を設定することもできますのでご検討ください。

Q27 補助金の支払いはいつになるのか。

A27 補助金は原則として、補助事業が終了し実績報告書を提出いただいた後、事業が適正に執行されたことを確認したのちに支払います。詳しくはご相談ください。

Q28 県への実績報告はいつまでに行えば良いのか。

A28 補助事業が完了した日から起算して30日以内に提出をお願いします。

Q29 補助事業実施後、廃業した場合等は、補助金を活用して整備した建物や機器はどのように扱うか。

A29 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の施設財産、機械及び器具等を、耐用年数に相当する期間において、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、知事の承認が必要です。

耐用年数の例：以下は一例です。

- ・給排水又は衛生設備及びガス設備 15年
- ・エアーカーテン又はドア自動開閉設備 12年
- ・電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 6年